

令和6年4月11日 美郷町農業委員会会議録

令和6年4月11日午前10時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定	廣	9番	高	橋	一	平
2番	継	田	竜	也	10番	深	沢	靖
3番	高	橋	広	樹	11番	齋	藤	美由木
4番	奥	山	秀	治	12番	高	橋	国
5番	小	西	嘉	之	13番	佐々木	竜	孝
6番	深	田	秋	彦	15番	高	橋	秀
7番	山	田	貞	子	16番	細	井	千代文
8番	高	橋	孝	人	17番	高	橋	正
								尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

14番 加 藤 堅之助

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
- 第 7 議案第21号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

会長 高橋 正尚 午前10時38分本委員会の閉会を告げた。

令和6年4月11日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年4月11日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前10時00分
4. 閉 会 午前10時38分
5. 議事録署名委員 1番 佐々木 定 廣
2番 継 田 竜 也

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第4回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、1番、佐々木委員、
2番、継田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について
を上程し議題とします。議案第16号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第16号、申請番号29番から申請番号30番について議案書をも
とに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号29番、千畑地区の畑1筆、269㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は
〇〇〇さんです。両者は親子です。当該地は受人の自宅の近隣にあり、宅地、
農地を子に贈与するものです。対価はありません。
申請番号30番、六郷地区の田6筆、11,071㎡、渡人は〇〇〇さん、
受人は〇〇〇さんです。当該地は受人の農地でしたが、資金が必要になった
ため売買し、渡人の名義になっておりました。
受人は自身の仕事が落ちつき、今後、農業をやっていくために今回売買する
ものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号29番と申請番号30番の申請内容につきましては、農地法第3条
第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと
考えられます。以上です。
- 議 長 議案第16号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号29番と申請番号30番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号29番と申請番号30番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号29番と申請番号30番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第16号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第17号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第17号、申請番号1番から申請番号2番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号1番、仙南地区の田1筆、畑1筆、計241㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は実家に居住しておりますが、昨年婚姻し、今後家族が増える予定のため、実家の隣地へ新築を計画しました。面積は住宅60.03㎡、通路、雪捨て場、緩衝地180.97㎡です。事業費は〇〇〇円で自己資金と借入資金で、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに平面図、6ページに立面図、7ページに公図を添付しております。申請番号2番、千畑地区の田1筆、230㎡、渡人は〇〇〇さんです。受人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの夫婦共有です。渡人と〇〇〇さんは親子です。受人は町外のアパートに居住しておりますが、手狭になったため、〇〇〇さんの実家の近隣へ新築を計画しました。

面積は住宅110.96㎡、通路、雪捨て場、緩衝地119.04㎡です。事業費は〇〇〇円で全額自己資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。この案件につきましては、8ページに位置図、9ページに配置図、10ページに平面図、11ページに立面図、12ページに公図を添付しております。

以上です。

- 議 長 議案第17号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

3番委員 申請番号1番についてご報告させていただきます。4月3日午前7時45分から、渡人の〇〇〇さん立ち会いのもと、山田委員とともに調査を行いました。調査の結果、何ら問題がないことをご報告いたします。

- 議 長 続いて申請番号2番について報告をお願いします。
- 9番委員 申請番号2番についてご報告させていただきます。4月2日、佐々木委員と渡人とともに調査を行いました。調査の結果、何ら問題がないことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号1番と申請番号2番の調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号1番と申請番号2番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議 長 暫時休憩します。 午前10時08分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前10時12分
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番と申請番号2番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番と申請番号2番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第17号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第4、議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第18号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第18号、申請番号43番から申請番号53番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号43番、千畑地区の田3筆、4,020㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで両者は賃貸借契約しておりましたが、渡人は高齢となり農地を手放したく、これまでの受人へ農地を売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号44番、千畑地区の田1筆、4,040㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は水稻を耕作するために購入するものですが、いずれ条件が整った際には、シイタケ栽培を目的とした農作物高度化施設を整備する予定です。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を実家から借用しております。
申請番号45番、千畑地区の田1筆、2,548㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地はこれまで〇〇〇が耕作していましたが、耕作

者から遠方で耕作不便となっておりました。所有者も手放したいことから近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインは所有、乾燥、粃摺りは委託しております。

申請番号46番、千畑地区の田1筆、2,022㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号45番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりで申請番号45番と同じです。

申請番号47番、千畑地区の田1筆、1,521㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号45番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりで、申請番号45番と同じです。

申請番号48番、仙南地区の畑1筆、2,088㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に住んでおり、農地を手放したいことから、今回の受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号49番、仙南地区の田1筆、1,391㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地を解消するため、これまで耕作していた受人へ贈与するものです。引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、貸借権の設定です。

申請番号50番、千畑地区の田3筆、六郷地区の田1筆、計3,283㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。法人へ農地を集積するものです。他の契約期間に合わせて、10aあたり〇〇〇円で、期間は4年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号51番、千畑地区の田18筆、50,024㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由、契約内容、受人の経営状況につきましては、申請番号50番と同じです。

申請番号52番、仙南地区の田3筆、9,628㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号53番、仙南地区の田1筆、943㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりで、申請番号5

2番と同じです。

申請番号43番から申請番号53番までの案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第18号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号43番から申請番号53番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号43番から申請番号53番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号43番から申請番号53番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第18号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第19号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第19号、申請番号82番から申請番号88番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号82番、六郷地区の田4筆、4, 392㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年8か月間です。

申請番号83番、六郷地区の田1筆、479㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年8か月間です。

申請番号84番、千畑地区の田1筆、485㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号85番、仙南地区の田5筆、12, 564㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号86番、仙南地区の田1筆、4, 768㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。以下2件の受人は〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号87番、千畑地区の田4筆、12, 257㎡、渡人は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号88番、千畑地区の田3筆、5, 825㎡、渡人は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号82番から申請番号88番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

●議 長 議案第19号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号82番から申請番号88番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号82番から申請番号88番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号82番から申請番号88番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第5、議案第19号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第6、議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第20号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第20号、申請番号28番から申請番号33番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

こちらは貸借権移転です。

申請番号28番から申請番号33番までの案件は、〇〇〇さんから〇〇〇さんへ、法人設立に伴う受け手変更となります。

契約期間は、現在の契約の残存期間となります。

申請番号28番、仙南地区の田22筆、畑1筆、45, 932㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申請番号29番、仙南地区の田1筆、3, 876㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号30番、六郷地区の田3筆、3, 748㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号31番、仙南地区の田3筆、10, 490㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号32番、仙南地区の田7筆、13, 760㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号33番、仙南地区の田2筆、1, 895㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号28番から申請番号33番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第20号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号28番から申請番号33番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号28番から申請番号33番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号28番から申請番号33番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第6、議案第20号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第7、議案第21号令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを上程し議題とします。議案第21号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第21号について議案書をもとに朗読、説明 】

お手元の別紙様式1をご覧ください。

このことにつきましては、美郷町農業委員会の令和6年度の目標を設定し、4月末までに公表することとなっております。

1 ページ目は農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。

2 ページ目です。最適化活動の目標です。上段の(1)農地の集積①現状及び課題の表ですが、今年度の集積率は84.8%でした。昨年度末は85%でしたので、集積率が若干下がっておりますが、依然として高い集積率を維持しております。すでに高水準となっていることを勘案しまして、②の令和6年度末の集積率目標を85%としております。

(2)遊休農地の解消です。令和5年度は既存遊休農地の解消はありませんでした。新規に加えたものもありますので、面積が昨年より多くなっております。

3 ページ目は(3)新規参入の促進です。令和5年度は新規参入者が2名おりました。②の目標は、過去3年間の権利移動した面積の平均の1割を目標面積とすることになっておりますので、自動的に10.3haが目標面積となります。

2の最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数を昨年同様1か月あたり5日としました。その下の活動強化月間の目標、内容も昨年と同じです。

(3)新規参入相談会への参加目標は、今年度も回数を1回とし、参加者は1名か1経営体としております。

令和5年度の目標の達成に向けた活動の点検・評価は、県への報告が5月末のため、次回総会で審議していただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 議 長 議案第21号について、事務局より説明が終わりました。

- 議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議 長 暫時休憩します。

午前10時31分

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前10時38分
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第21号については原案のとおり公表することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号については原案のとおり公表させていただくことに決しました。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
これをもって、令和6年第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前10時38分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年4月11日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議 事 録 署 名 委 員 佐 々 木 定 廣

議 事 録 署 名 委 員 継 田 竜 也